○厚生労働省告示第二百十六号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第九項の規定に基づき、令和七年八月一日以後の同条第八項に規定する控除額を千三百九十一円とし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（令和六年厚生労働省告示第二百五十七号）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日　厚生労働大臣　福岡　資麿

その他告示

○国家公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人日本セキュリティ協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月三十一日　国家公安委員会委員長　坂井　学

一　一般社団法人日本セキュリティ協会の代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　蛭田　正則

(二)　変更後の代表者の氏名　横内　泉

二　変更の年月日　令和七年六月二十日

○金融庁告示第八十二号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件（平成十七年金融庁告示第五十三号）は、令和八年四月三十日をもって廃止する。

令和七年七月三十一日　金融庁長官　伊藤　豊

○金融庁告示第八十三号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件（平成二十四年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年七月三十一日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七条第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定める。 金融商品取引法施行令第七条第五項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第二号の規定に基づき、金融庁長官の指定する電子情報処理組織を次のように定め、公布の日から適用する。 金融商品取引法施行令第六条の二第二項第二号に規定する金融庁長官の指定する電子情報処理組織は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第八十四号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第二百四十七号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を定める件（平成三十一年金融庁告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和七年七月三十一日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第七条第五項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定める。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第六条の二第二項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する外国金融商品市場を次のように定め、平成三十一年四月二十九日から適用する。

○デジタル庁告示第九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年七月三十一日　内閣総理大臣　石破　茂

一　令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度北海道釧路市住民税均等割のみ課税世帯子ども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度釧路市一般会計補正予算における、北海道釧路市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和七年度東京都江戸川区熱中症・物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度江戸川区一般会計補正予算における、東京都江戸川区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和七年度京都府八幡市定額減税補足給付金（不足額給付）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和七年度鹿児島県出水市高齢者物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度出水市一般会計補正予算における、鹿児島県出水市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第二十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年七月三十一日　内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎